



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 村上 美晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問合せ先 常務取締役財務・経理部長 関根 竜哉
(TEL. 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役会の経営監督機能のさらなる強化に向け、独立性の高い社外取締役および社外監査役として適切な人材の招聘を容易にするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第28条（社外取締役の責任限定契約）および第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第28条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外取締役との間で、 同法第423条第1項の賠償責任を限 定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とす る。
<u>第28条～第37条</u> (条文省略)	<u>第29条～第38条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約) <u>第39条</u> 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間で、 同法第423条第1項の賠償責任を限 定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とす る。
<u>第38条</u> ～ <u>第45条</u> （条文省略）	<u>第40条</u> ～ <u>第47条</u> （現行どおり）

3. 日程

取締役会決議 平成 22 年 5 月 14 日

株主総会開催日（効力発生日） 平成 22 年 6 月 24 日

以 上